

懲罰規程 新旧対照表 (案)

現 行	改 定 (案)	備 考
(前略)	(前略)	
第4条 〔懲罰の種類〕	第4条 〔懲罰の種類〕	
1. 選手等に対する懲罰の種類は次のとおりとする。	1. 選手等に対する懲罰の種類は次のとおりとする。	
(1) 警 告	(1) 警 告	
主審が試合中に 競技者 に対し、競技規則に基づきイエローカードを示す	主審が試合中に 選手等 に対し、競技規則に基づきイエローカードを示す	競技規則の改訂により、監督やコーチ等のチーム役員も警告対象となったため修正
(2) 退場・ 退席	(2) 退場	
主審が試合中に 競技者(退場の場合)又は監督その他の関係者(退席の場合) に対し、試合中にフィールド及びその周辺から立ち去るように命じる	主審が試合中に 選手等 に対し、試合中にフィールド及びその周辺から立ち去るように命じる	
(中略)	(中略)	
第23条 〔懲罰の通知〕	第23条 〔懲罰の通知〕	
1. 規律委員会及び裁定委員会は決定した懲罰を当事者又は同人が所属する団体(選手が当事者の場合は同人が登録された加盟チーム)に書面にて通知するものとする。	1. 規律委員会及び裁定委員会は決定した懲罰を当事者又は同人が所属する団体(選手が当事者の場合は同人が登録された加盟チーム)に書面にて通知するものとする。	
2. 当該通知には以下の項目を含めなければならないものとする。	2. 当該通知には以下の項目を含めなければならないものとする。	
(1) 当事者の氏名(団体の場合は団体名及び代表者名)	(1) 当事者の氏名(団体の場合は団体名及び代表者名)	
(2) 代理人があるときは、その氏名及び所属	(2) 代理人があるときは、その氏名及び所属	
(3) 懲罰の内容(判断の結論。効力発生日を含む)	(3) 懲罰の内容(判断の結論。効力発生日を含む)	
(4) 判断の理由(必ず、根拠となる条文を記載すること)	(4) 判断の理由(必ず、根拠となる条文を記載すること)	
(5) 作成年月日	(5) 作成年月日	
(6) 不服申立手続の可否及びその手続きの期限(第37条参照)	(6) 不服申立手続の可否及びその手続きの期限(第37条参照)	
3. 前2項に定める通知は、郵送、FAX又は電子メール等の手段によるものとする。電子メールによる通知の場合、都道府県協会等又は競技会の主催者に登録されている電子メールアドレスに発信された時点で有効に通知されたものとみなされる。	3. 前2項に定める通知は、郵送、FAX又は電子メール等の手段によるものとする。電子メールによる通知の場合、 本協会 、都道府県協会等又は競技会の主催者に登録されている電子メールアドレスに発信された時点で有効に通知されたものとみなされる。	適正化

	<u>第23条の2</u> <u>〔懲罰の公表〕</u>	
	<u>本協会は、本協会の規律委員会及び裁定委員会が決定した懲罰を公表する。ただし、公表にあたり、被処分者、被害者またはその他の関係者のプライバシー等の権利に配慮するものとする。また、本協会は、当該権利を侵害するおそれがある等、特段の事情がある場合において、公表を差し控えることができるものとする。</u>	懲罰の公表に関して規定する。
(中略)	(中略)	
第42条 <u>〔不服申立委員会の決定の効力発生日〕</u>	第42条 <u>〔不服申立委員会の決定の通知〕</u>	
	<u>1. 不服申立委員会の通知は、郵送、FAX又は電子メール等の手段によるものとする。電子メールによる通知の場合、本協会、都道府県協会等又は競技会の主催者に登録されている電子メールアドレスに発信された時点で有効に通知されたものとみなされる。</u>	不服申立委員会の決定の通知方法を実態に合わせて規定
不服申立委員会の決定の通知は書面にてこれが当事者に到達したときから有効となる。	<u>2. 不服申立委員会の決定の通知は書面にてこれが当事者に到達したときから有効となる。</u>	
(中略)	(中略)	
[改正]	[改正]	
2014年 9月11日	2014年 9月11日	
2014年12月18日 (2015年 1月 1日施行)	2014年12月18日 (2015年 1月 1日施行)	
2015年 3月12日 (2015年 4月 1日施行)	2015年 3月12日 (2015年 4月 1日施行)	
2016年 3月10日 (2016年 4月 1日施行)	2016年 3月10日 (2016年 4月 1日施行)	
2017年 4月13日	2017年 4月13日	
2018年 9月13日	2018年 9月13日	
2018年12月13日	2018年12月13日	
2019年 1月16日	2019年 1月16日	
2019年 5月16日	2019年 5月16日	
	<u>2019年 7月11日</u>	改正日

(中略)	(中略)	
[別紙1] 競技及び競技会における懲罰基準	[別紙1] 競技及び競技会における懲罰基準	
1. 警告	1. 警告	
	<u>競技規則に基づき主審が警告を命じた場合で、以下の1-1又は1-2に該当する場合、規律委員会は各項①号以下の定めにより懲罰を科す。</u>	規定の適正化。(1)から(9)の定めは実態を踏まえ、不要なため削除)。内容は不変。
<u>1-1. 以下(1)から(9)号のいずれかに該当する場合には、主審は警告を命じ、かつ規律委員会は以下①から②号のとおり懲罰を科す。</u>		
<u>(1) 反則行為</u>		
<u>(2) 危険な行為</u>		
<u>(3) 主審、副審の判定に対する非難、抗議等</u>		
<u>(4) 主審、副審、他の競技者、その他競技に立ち会っている人々に対する非難</u>		
<u>(5) 不正な行為</u>		
<u>(6) 反スポーツ的な行為 (シミュレーションを含む)</u>		
<u>(7) 戦略的な行為 (時間稼ぎ、露骨なハンド等を含む)</u>		
<u>(8) 主審に無断で一時的にフィールドを離れる行為</u>		
<u>(9) その他スポーツマンらしくない行為 (観客への無礼な仕種等を含む)</u>		
	<u>1-1. 異なる試合において繰り返し警告を受けた場合</u>	
① <u>繰り返した場合 (当該競技会において、前の試合で既に警告されている競技者への警告。内容は同一でなくてもよい) : 当該競技会において最低1試合の出場停止。</u>	① <u>当該競技会において繰り返し警告を命じられた場合 : [別紙2] 第2条第1項に従い、当該競技会において最低1試合の出場停止。</u>	出場停止となる累積警告数は別紙2第2条第1項に定められているため、これを参照する表現に修正した。
② <u>当該競技会において、上記①の処分に該当する行為を重ねて行った場合 : 当該競技会において最低2試合の出場停止。</u>	② <u>当該競技会において、上記①の処分に該当する行為を重ねて行った場合 : 当該競技会において最低2試合の出場停止。</u>	

1-2. 同一試合中に2度警告を受け、退場を命ぜられた場合 <u>(内容は同一でなくてもよい)には、規律委員会は以下のとおり懲罰を科す。</u>	1-2. 同一試合中に2度警告を受け、退場を命ぜられた場合	
① 1回目の場合 : 最低1試合の出場停止。	① 1回目の場合 : 最低1試合の出場停止。	
② 繰り返した場合 : 最低2試合の出場停止及び罰金。	② 繰り返した場合 : 最低2試合の出場停止及び罰金。	
2. 退 場	2. 退 場	
以下の2-1(1)から(10)号又は2-2から2-7の <u>いずれかに該当する場合には、主審は退場を命じ、かつ規律委員会は、各項①号以下の定めにより懲罰を科す。</u>	<u>競技規則に基づき主審が退場を命じた場合、規律委員会は、</u> 以下の2-1(1)から(10)号又は2-2から2-7の①号以下の定めにより懲罰を科す。	主審による退場は競技規則に基づき命ぜられるものであること、規律委員会は退場の対象行為の態様にしたがって懲罰を科すことを明確にした。内容は不変。
2-1. 以下のいずれかに該当する場合	2-1. 以下のいずれかに該当する場合	
(1) 著しい反則行為	(1) 著しい反則行為	
(2) きわめて危険な行為	(2) きわめて危険な行為	
(3) 乱暴な行為	(3) 乱暴な行為	
(4) <u>主審、副審</u> の判定に対する執拗な抗議	(4) <u>審判員</u> の判定に対する執拗な抗議	
(5) 他の <u>競技者</u> 、その他の競技に立ち会っている人々に対する侮辱	(5) 他の <u>選手</u> 、その他の競技に立ち会っている人々に対する侮辱	表現の適正化 (以下同様)
(6) 警告を与えられた後、さらに不正な行為を繰り返す	(6) 警告を与えられた後、さらに不正な行為を繰り返す	
(7) きわめて反スポーツ的な行為	(7) きわめて反スポーツ的な行為	
(8) 戦略的な行為を繰り返す(1-1.(7)号参照)	(8) 戦略的な行為を繰り返す(1-1.(7)号参照)	
(9) 主審に無断で抗議のためにフィールドを離れる行為	(9) 主審に無断で抗議のためにフィールドを離れる行為	
(10) その他、きわめてスポーツマンらしくない行為(1-1.(9)号参照)	(10) その他、きわめてスポーツマンらしくない行為(1-1.(9)号参照)	
① 1回目の場合 : 最低1試合の出場停止	① 1回目の場合 : 最低1試合の出場停止	
② 繰り返した場合(内容は同一でなくてもよい) : 最低2試合の出場停止及び罰金	② 繰り返した場合(内容は同一でなくてもよい) : 最低2試合の出場停止及び罰金	
2-2. 選手等に対する暴行・脅迫及び一般大衆に対する挑発行為	2-2. 選手等に対する暴行・脅迫及び一般大衆に対する挑発行為	
① 1回目の場合 : 最低2試合の出場停止及び罰金	① 1回目の場合 : 最低2試合の出場停止及び罰金	
② 繰り返した場合 : 最低4試合の出場停止及び罰金	② 繰り返した場合 : 最低4試合の出場停止及び罰金	

2-3. 選手等に対してつばを吐きかける行為	2-3. 選手等に対してつばを吐きかける行為	
① 1回目の場合：最低6試合の出場停止及び罰金	① 1回目の場合：最低6試合の出場停止及び罰金	
② 繰り返した場合：最低12ヶ月の出場停止及び罰金	② 繰り返した場合：最低12ヶ月の出場停止及び罰金	
2-4. 主審又は副審 に対する侮辱又は公然の名誉毀損行為	2-4. 審判員 に対する侮辱又は公然の名誉毀損行為	
① 1回目の場合：最低2試合の出場停止	① 1回目の場合：最低2試合の出場停止	
② 繰り返した場合：最低4試合の出場停止及び罰金	② 繰り返した場合：最低4試合の出場停止及び罰金	
2-5. 主審又は副審 に対する傷害の意図のない乱暴な行為	2-5. 審判員 に対する傷害の意図のない乱暴な行為	
① 1回目の場合：最低4試合の出場停止及び罰金	① 1回目の場合：最低4試合の出場停止及び罰金	
② 繰り返した場合：最低8試合の出場停止及び罰金	② 繰り返した場合：最低8試合の出場停止及び罰金	
2-6. 主審又は副審 に対する暴行・脅迫	2-6. 審判員 に対する暴行・脅迫	
① 1回目の場合：最低6ヶ月の出場停止及び罰金。	① 1回目の場合：最低6ヶ月の出場停止及び罰金。	
② 繰り返した場合：最低12ヶ月の出場停止及び罰金	② 繰り返した場合：最低12ヶ月の出場停止及び罰金	
2-7. 主審又は副審 に対してつばを吐きかける行為	2-7. 審判員 に対してつばを吐きかける行為	
① 1回目の場合：最低12ヶ月の出場停止及び罰金。	① 1回目の場合：最低12ヶ月の出場停止及び罰金。	
② 繰り返した場合：無期限の出場停止	② 繰り返した場合：無期限の出場停止	
(中略)	(中略)	
4. 罰 金	4. 罰 金	
4-1. 選手等に対する罰金	4-1. 選手等に対する罰金	
<u>本規程に特段の定めのない限り</u> 、選手等に対する罰金は以下のとおりとする。	選手等に対する罰金は以下のとおりとする。	文言の適正化
(1) J1の場合：出場停止処分1試合あたり金10万円	(1) J1の場合：出場停止処分1試合あたり金10万円 <u>(アマチュア選手を含む)</u>	J1、J2のアマチュア選手が罰金の対象であることを明示
(2) J2の場合：出場停止処分1試合あたり金5万円	(2) J2の場合：出場停止処分1試合あたり金5万円 <u>(アマチュア選手を含む)</u>	J1、J2のアマチュア選手が罰金の対象であることを明示

(3) J 3 及び J F L の場合：出場停止処分 1 試合あたり金 5 万円 (ただし、アマチュアの選手等は除く)

(4) 地域リーグその他の場合：出場停止処分 1 試合あたり金 5 万円 (ただし、アマチュアの選手等は除く)

(3) J 3 及び J F L の場合：出場停止処分 1 試合あたり金 5 万円 (ただし、アマチュアの選手等は除く)

(4) 地域リーグその他の場合：出場停止処分 1 試合あたり金 5 万円 (ただし、アマチュアの選手等は除く)

(中略)	(中略)	
第2条 [警告の累積による出場停止試合数]	第2条 [警告の累積による出場停止試合数]	
1. 警告の累積による公式試合の出場停止試合数は以下のとおりとする。なお、同一試合で2回の警告を受けて退場処分を受けた場合には、その2回の警告は累積に加算しない。	1. 警告の累積による公式試合の出場停止試合数は以下のとおりとする。なお、同一試合で2回の警告を受けて退場処分を受けた場合には、その2回の警告は累積に加算しない。	
(1) 1チームの最大試合数が9試合以下の競技会の場合：	(1) 1チームの最大試合数が9試合以下の競技会の場合：	
警告の累積が2回に及んだ選手は、当該競技会の次の1試合を出場停止処分とする。	警告の累積が2回に及んだ選手等は、当該競技会の次の1試合を出場停止処分とする。	競技規則の改訂対応(同上)
(2) 1チームの最大試合数が10試合以上19試合以下の競技会の場合：	(2) 1チームの最大試合数が10試合以上19試合以下の競技会の場合：	
警告の累積が3回に及んだ選手は、当該競技会の次の1試合を出場停止処分とする。	警告の累積が3回に及んだ選手等は、当該競技会の次の1試合を出場停止処分とする。	
(3) 1チームの最大試合数が20試合以上の競技会の場合：	(3) 1チームの最大試合数が20試合以上の競技会の場合：	
警告の累積が4回に及んだ選手は、当該競技会の次の1試合を出場停止処分とする。	警告の累積が4回に及んだ選手等は、当該競技会の次の1試合を出場停止処分とする。	
(中略)	(中略)	
第3条 [出場停止処分の適用範囲]	第3条 [出場停止処分の適用範囲]	
1. <u>選手、監督、コーチ、役員、職員その他の関係者(以下、「選手等」という)</u> が出場停止処分を受けた場合、フィールドのほか、ベンチ、ロッカールーム等の区域(A Dカード等の入場証が使用される競技会の場合、そのカード等によって立ち入りが制限される区域)に立ち入ることはできないものとする。	1. 選手等が出場停止処分を受けた場合、フィールドのほか、ベンチ、ロッカールーム等の区域(A Dカード等の入場証が使用される競技会の場合、そのカード等によって立ち入りが制限される区域)に立ち入ることはできないものとする。	文言の適正化
(中略)	(中略)	
第11条 [競技規則と懲罰基準の関係]	第11条 [競技規則と懲罰基準の関係]	
<u>競技規則及び懲罰基準</u> については、下表に従い、読み替えて運用する。	<u>退場に関する懲罰基準</u> は、下表に従い、読み替えて運用する。	文言の適正化
(中略)	(中略)	
競技規則と懲罰基準(J F A懲罰規程〔別紙1〕競技及び競技会における懲罰基準)の対比	競技規則と懲罰基準(J F A懲罰規程〔別紙1〕競技及び競技会における懲罰基準)の対比	
2016. 4. 10訂正		

[警告]			
------	--	--	--

	競技規則	懲罰基準	
--	------	------	--

1	反スポーツ的行為を犯す	1-1 (5)	不正な行為
---	-------------	---------	-------

		1-1 (6)	反スポーツ的な行為(シミュレーションを含む)
--	--	---------	------------------------

		1-1 (7)	策略的な行為(露骨なハンド等)
--	--	---------	-----------------

		1-1 (9)	その他スポーツマンらしくない行為(観客への無礼な仕種、差別発言その他の差別的行為等を含む)
--	--	---------	---

2	言葉又は行動によって異議を示す	1-1 (3)	主審、副審の判定に対する非難、抗議等
---	-----------------	---------	--------------------

		1-1 (4)	主審、副審、他の競技者、その他競技に立ち会っている人々に対する非難
--	--	---------	-----------------------------------

3	繰り返し競技規則に違反する	1-1 (1)	反則行為
---	---------------	---------	------

4	プレーの再開を遅らせる	1-1 (7)	策略的な行為 (時間稼ぎ等)
---	-------------	---------	-------------------

5	コーナーキック、又はフリーキックでプレーを再開するとき、規定の距離を守らない	1-1 (7)	策略的な行為 (時間稼ぎ等)
---	--	---------	-------------------

6	主審の承認を得ずに意図的にフィールドに入る、又は復帰する	1-1 (8)	主審に無断で一時的にフィールドを離れる行為
---	------------------------------	---------	-----------------------

7	主審の承認を得ずに意図的にフィールドから離れる	1-1 (8)	主審に無断で一時的にフィールドを離れる行為
---	-------------------------	---------	-----------------------

※	ラフプレー（上記7項目に加え審判報告書の警告理由に加えられている）	1-1 (2)	危険な行為
---	-----------------------------------	---------	-------

		警告に関する表は不要なため削除
2004.6.20	2019.7.11	
[退場]	表 1. 選手の場合	

	競技規則	懲罰基準	懲罰
--	------	------	----

1	著しく不正なプレーを犯す	2-1(1)	著しい反則行為	最低 1 試合
---	--------------	--------	---------	---------

2	乱暴な行為を犯す	2-1(3)	乱暴な行為	最低 1 試合
---	----------	--------	-------	---------

		2-2	選手等に対する暴行・脅迫及び一般大衆に対する挑発行為	最低 2 試合及び罰金
--	--	-----	----------------------------	-------------

		2-5	主審又は副審に対する傷害の意図のない乱暴な行為	最低 4 試合及び罰金
--	--	-----	-------------------------	-------------

		2-6	主審又は副審に対する暴行・脅迫	最低 6 ヶ月及び罰金
--	--	-----	-----------------	-------------

3	相手競技者あるいはその他の者につばを吐きかける	2-3	選手等に対してつばを吐きかける行為	最低 6 試合及び罰金
---	-------------------------	-----	-------------------	-------------

		2-7	主審又は副審に対してつばを吐きかける行為	最低 1 2 ヶ月及び罰金
--	--	-----	----------------------	---------------

4	競技者が意図的に手でボールを扱って、相手チームの得点、あるいは決定的な得点の機会を阻止する	2-1 (1)	著しい反則行為	最低 1 試合
---	---	---------	---------	---------

5	フリーキックあるいはペナルティキックとなる違反で、ゴールに向かっている相手競技者の決定的な得点の機会を阻止する	2-1 (1)	著しい反則行為	最低 1 試合
---	---	---------	---------	---------

6	攻撃的な、侮辱的な、あるいは下品な発言や身振りを する	2-1 (5)	他の競技者、その他の競技に立ち会っている人々に対する侮辱	最低 1 試合
---	--------------------------------	---------	------------------------------	---------

		2-4	主審又は副審に対する侮辱又は公然の名誉毀損行為	最低2試合
--	--	-----	-------------------------	-------

7	同じ試合の中で二つ目の警告を受ける	2-1(6)	警告を与えられた後、さらに不正な行為を繰り返す	最低1試合
---	-------------------	--------	-------------------------	-------

		2-1(8)	戦略的な行為を繰り返す	最低1試合
--	--	--------	-------------	-------

				競技規則	懲罰基準	懲罰
--	--	--	--	------	------	----

1	著しく不正なプレーを犯す	2-1(1)	著しい反則行為	最低1試合
---	--------------	--------	---------	-------

2	乱暴な行為を犯す	2-1(3)	乱暴な行為	最低1試合
---	----------	--------	-------	-------

		2-2	選手等に対する暴行・脅迫及び一般大衆に対する挑発行為	最低2試合及び罰金
--	--	-----	----------------------------	-----------

		2-5	審判員に対する傷害の意図のない乱暴な行為	最低4試合及び罰金
--	--	-----	----------------------	-----------

		2-6	審判員に対する暴行・脅迫	最低6ヶ月及び罰金
--	--	-----	--------------	-----------

3	人をかむ、または人につばを吐く	2-2	選手等に対する暴行・脅迫及び一般大衆に対する挑発行為	最低2試合及び罰金
---	-----------------	-----	----------------------------	-----------

		2-3	選手等に対してつばを吐きかける行為	最低6試合及び罰金
--	--	-----	-------------------	-----------

		2-6	審判員に対する暴行・脅迫	最低6ヶ月及び罰金
--	--	-----	--------------	-----------

		2-7	審判員に対してつばを吐きかける行為	最低12ヶ月及び罰金
--	--	-----	-------------------	------------

4	意図的にボールを手または腕で扱い、相手チームの得点または決定的な得点の機会を阻止する(自分たちのペナルティエリア内にいるゴールキーパーを除く)	2-1(1)	著しい反則行為	最低1試合
---	---	--------	---------	-------

5	競技者がフリーキックで罰せられる反則を犯し、全体的にその反則を犯した競技者のゴールに向かって動いている相手競技者の得点、または、決定的な得点の機会を阻止する（「得点、または、決定的な得点の機会を阻止」に規定される警告の場合を除く）	2-1(1)	著しい反則行為	最低1試合
---	---	--------	---------	-------

6	攻撃的な、侮辱的な、あるいは下品な発言や身振りをする。	2-1(5)	他の選手、その他の競技に立ち会っている人々に対する侮辱	最低1試合
---	-----------------------------	--------	-----------------------------	-------

		2-4	審判員に対する侮辱又は公然の名誉毀損行為	最低2試合
--	--	-----	----------------------	-------

7	ビデオオペレーションルーム (VOR) に入る	2-1(1)	著しい反則行為	最低1試合
---	-------------------------	--------	---------	-------

最新の競技規則の内容を反映のうえ、該当しうる懲罰基準を追加。現行の7項目目は不要なため削除。

	表 2. チーム役員の場合	

	競技規則	懲罰基準	懲罰
--	------	------	----

1	ボールを放さない、ボールを遠くへける、競技者の動きをさえぎるなどで、相手チームのプレーの再開を遅らせる	2-1 (7) └	きわめて反スポーツ的な行為	最低1試合
---	---	--------------	---------------	-------

2	意図的にテクニカルエリアを出て、次のことを行う： ・審判員に対して異議を示す、または抗議する。 ・挑発したり、相手の感情を刺激するような態度をとる	2-1 (4) └	審判員の判定に対する執拗な抗議	最低1試合
---	---	--------------	-----------------	-------

		2-1 (5) └	他の選手、その他の競技に立ち会っている人々に対する侮辱	最低1試合
--	--	--------------	-----------------------------	-------

		2-2	選手等に対する暴行・脅迫及び一般大衆に対する挑発行為	最低2試合及び罰金
--	--	-----	----------------------------	-----------

3	攻撃的または対立的な態度で相手チームのテクニカルエリアに入る	2-1 (7))	きわめて反スポーツ的な行為	最低1試合
---	--------------------------------	--------------	---------------	-------

4	競技のフィールドに物を意図的に投げ入れる、またはけり込む	2-1 (7))	きわめて反スポーツ的な行為	最低1試合
---	------------------------------	--------------	---------------	-------

5	競技のフィールドに入り、次のことを行う： ・審判員と対立する（ハーフタイムと試合終了後を含む） ・プレー、相手競技者、または審判員を妨害する	2-1 (4))	審判員の判定に対する執拗な抗議	最低1試合
---	--	--------------	-----------------	-------

		2-1 (7))	きわめて反スポーツ的な行為	最低1試合
--	--	--------------	---------------	-------

6	ビデオオペレーションルーム (VOR) に入る	2-1 (1)	著しい反則行為	最低1試合
---	-------------------------	---------	---------	-------

7	相手競技者、交代要員、チーム役員、審判員、観客、またはその他の人（ボールパーソン、警備員、競技会役員など）に対する身体的または攻撃的な行動をとる（つばを吐く、かみつくなど）	2-2	選手等に対する暴行・脅迫及び一般大衆に対する挑発行為	最低2試合及び罰金
---	--	-----	----------------------------	-----------

		2-3	選手等に対してつばを吐きかける行為	最低6試合及び罰金
--	--	-----	-------------------	-----------

		2-6	審判員に対する暴行・脅迫	最低6ヶ月及び罰金
--	--	-----	--------------	-----------

		2-7	審判員に対してつばを吐きかける行為	最低12ヶ月及び罰金
--	--	-----	-------------------	------------

8	攻撃的な、侮辱的な、または下品な発言や身振りをする	2-1(5)	他の競技者、その他の競技に立ち会っている人々に対する侮辱	最低1試合
---	---------------------------	--------	------------------------------	-------

		2-4	審判員に対する侮辱又は公然の名誉毀損行為	最低2試合
--	--	-----	----------------------	-------

9	認められていない電子機器や通信機器を使用したり、電子機器や通信機器を使用して不適切な行動をとる	2-1(1)	著しい反則行為	最低1試合
---	---	--------	---------	-------

10	乱暴な行為を犯す	2-1(3)	乱暴な行為	最低1試合
----	----------	--------	-------	-------

		2-2	選手等に対する暴行・脅迫及び一般大衆に対する挑発行為	最低2試合及び罰金
--	--	-----	----------------------------	-----------

		2-5	審判員に対する傷害の意図のない乱暴な行為	最低4試合及び罰金
--	--	-----	----------------------	-----------

		2-6	審判員に対する暴行・脅迫	最低6ヶ月及び罰金
--	--	-----	--------------	-----------

競技規則の改訂により、監督やコーチ等のチーム役員も退場の対象となったため表を追加。競技規則に定める対象行為に対応する懲罰基準および懲罰内容を記載した。

--	--	--	--	--